平成２２年（フ）第５８４号
福岡市西区石丸４丁目12番６―307号
債務者　佐藤　勇夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９３号
福岡県大野城市白木原１丁目４番15号
債務者　藤　　貴子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１４号
福岡県福津市上西郷1175番地
債務者　梶原　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１８号
福岡県春日市下白水北７丁目55番地
債務者　陣内　滋郎
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２５号
福岡市南区大橋２丁目20番９号
債務者　山崎　俊之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３０号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―706号
債務者　是松　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３７号
福岡県筑紫野市桜台１丁目26番６号　桜荘206号
債務者　壹岐　吉広
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４３号
福岡市南区那の川１丁目22番22―1005号
債務者　瀬山　智江
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４８号
福岡市中央区谷１丁目６番７号
債務者　田川　順子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４９号
福岡県朝倉市隈江42番地３
債務者　福澤　眞一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５４号
福岡市東区香椎駅前２丁目６番30―315号
債務者　長谷部敦子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６３号
福岡市西区壱岐団地23番204号
債務者　水上　辰己
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６４号
福岡市西区壱岐団地23番204号
債務者　水上千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７１号
福岡市中央区鳥飼３丁目14番12―102号コンフォートベネフィス鳥飼Ⅰ
債務者　金井田志保
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７７号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目20番10―302号
債務者　濱村　公子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９１号
福岡市中央区春吉２丁目13番15号
債務者　山口　初美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０３号
福岡市東区筥松２丁目３番17―503号
債務者　窪田　　香
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０６号
福岡県福津市有弥の里２丁目５番地の18
債務者　小島　大輔
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部